

令和 8 年度

農業保険事業推進費等交付要領

石川県農業共済組合

目 次

1.	園芸施設共済損害防止助成金交付要領	1
2.	損害防止機器購入助成金交付要領	3
3.	家畜共済損害防止助成金交付要領	9
4.	鳥獣害対策事業助成金交付要領	12
5.	農業共済事業加入推進費交付要領	16
6.	任意共済事業加入推進粗品交付要領	17
7.	任意共済災害見舞品及び見舞物資支給交付要領	19
8.	農機具損害共済加入協力費交付要領	22
9.	収入保険加入協力費交付要領	25
10.	農業保険事業表彰要領	27

1. 園芸施設共済損害防止助成交付要領

1 交付の目的

この要領は、園芸施設共済事業の健全な運営を図ることを目的とし、組合員に資材を助成する。

2 交付対象年度

この助成の交付対象年度は、令和8年度とする。

3 交付対象者

園芸施設共済の加入者とする。

4 交付対象

交付対象は、特定園芸施設の補修用テープとする。

5 交付基準及び交付時期

交付総額は、予算の範囲内とし交付基準及び交付時期は、別表1のとおりとする。

附 則

6 疑 義

この要領に疑義が生じた場合及び必要な事項は、その都度組合長が定める。

7 実 施

この要領は、平成27年4月1日から実施する。
この要領は、平成28年4月1日から実施する。
この要領は、平成29年4月1日から実施する。
この要領は、平成30年4月1日から実施する。
この要領は、平成31年4月1日から実施する。
この要領は、令和2年4月1日から実施する。
この要領は、令和3年4月1日から実施する。
この要領は、令和4年4月1日から実施する。
この要領は、令和5年4月1日から実施する。
この要領は、令和6年4月1日から実施する。
この要領は、令和7年4月1日から実施する。
この要領は、令和8年4月1日から実施する。

[別表 1]

園芸施設共済損害防止助成交付基準及び交付時期

交付基準	補修用テープ数	配布時期
引受面積 999 m ² 以下	1 個	2・3月
引受面積 1,000 m ² 以上	2 個	

- ・前年度 1 月引受から当該年度 1 2 月引受分までの引受面積を対象とする。
- ・被覆期間が通年でない場合は引受面積に被覆係数を乗じた数字とする。
(被覆係数 = 被覆月数 / 12 カ月)

2. 損害防止機器購入助成金交付要領

1 交付の目的

この要領は、農作物共済、果樹共済、畑作物共済事業及び収入保険加入者の健全な運営を図ることを目的とし、農業保険法第 125 条の規定に従い実施する損害防止に要する機器を購入した経費の一部を助成する。

2 交付対象年度

この助成金の交付対象年度は、令和 8 年度とする。

3 交付対象者及び交付対象機器

交付対象者

農作物共済、果樹共済及び畑作物共済組合員とする。なお、農業共済資格団体においては、当該団体の構成員（団体名簿を添付すること）も含む。

平成 31 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までに収入保険に移行した農作物共済、果樹共済及び畑作物共済組合員も対象者とする。

農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に加入したことがない収入保険加入者も対象者とする。

交付対象機器

対象となる機器は、令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に購入した動力噴霧機（器）、農薬散布ドローン、水田乗用管理機（ブームスプレーヤ）及び産業用無人ヘリコプターの本体のみとスピードスプレーヤ（SS）とする。

ただし、組合員のうち法人においては、当該法人名義で購入した機器に限る。

4 交付対象経費

この助成金の交付対象経費は、交付対象機器の購入額の一部とする。

5 交付基準及び助成金限度額

交付基準は、次のとおりとする。

（1）動力噴霧機（器）

1 台当たり購入額の 10 分の 1 又は 4 万円のいずれか少ない額を交付する。ただし、1 台当たり購入額が 20 万円以上のものに限る。

（2）農薬散布ドローン

1 台当たり購入額の 10 分の 1 又は 7 万円のいずれか少ない額を交付する。ただし、1 台当たり購入額が 40 万円以上のものに限る。

（3）水田乗用管理機（ブームスプレーヤ）及び産業用無人ヘリコプター

1 台当たり購入額の 10 分の 1 又は 10 万円のいずれか少ない額を交付する。ただし、1 台当たり購入額が 50 万円以上のものに限る。

(4) スピードスプレーヤ (SS)

1 台当たり購入額の 10 分の 1 又は 10 万円のいずれか少ない額を交付する。ただし、1 台当たり購入額が 50 万円以上のものに限る。

交付対象者は果樹共済組合員とする。平成 31 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までに収入保険に移行した果樹共済組合員に限る。

この助成金にかかる交付総額は、予算の範囲内とし、交付対象者 1 名当たりの上記 (1)、(2)、(3)、(4) の合計助成金は、15 万円を限度とする。

また、交付総額が予算総額を超えた場合は、交付対象者全員に按分計算〔注 1〕し、交付するものとする。

6 交付時期

この助成金は、年度内に交付するものとする。

7 交付申請書の提出

この助成金の申請者は、1 台ごとの型式及び購入額が明記されている領収書(写し)等又は購入を証明できるものを添付し「損害防止機器購入助成金交付申請書」(様式第 2 号)を令和 9 年 1 月 20 日までに組合長宛に提出するものとする。

8 交付申請書の審査

提出された申請書等を事業推進部長が申請内容を審査し「損害防止機器購入助成金交付申請報告書」(様式第 3 号)、「損害防止機器購入助成金交付申請書の一覧表」(様式第 4 号)に取りまとめ、証拠書類(写し)を添付して令和 9 年 1 月末までに事業部に提出するものとする。

9 交付金額の決定

この助成金の交付金額は、組合長が決定し、該当者に通知する。

10 助成金の返還

組合長は、この要領に違反したと認めたときは助成金の返還を求め、又は減額して交付することができる。

附 則

11 疑 義

この要領に疑義が生じた場合及び必要な事項は、その都度組合長が定める。

〔注 1〕 按分前の助成金が限度額の 15 万円を超えている交付対象者は、15 万円に按分率を乗じて得た金額を交付するものとする。

12 実 施

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

(様式第2号)

年 月 日

石川県農業共済組合
組合長理事 宛

住所

(法人名・団体名)

氏名

印

損害防止機器購入助成金交付申請書

下記の通り、損害防止機器を購入しましたので、証拠書類を添付し、交付申請します。

損害防止機器	購入台数	購入金額 (円)

振込先口座

フリガナ (口座名義)	金融機関名	支店名	種別	口座番号	備考
			普・当		

※ 対象となる機器は、本体のみです。

※ 証拠書類は、一台ごとの型式及び購入額、支払年月日等が証明されるものを添付してください。

※ 農業共済資格団体構成員の場合は、申請者欄に団体名を記載し、団体名簿を添付してください。

※ 振込先口座は、必ず申請者本人名義の口座をご記入ください。

(様式第3号)

年 月 日

石川県農業共済組合
組合長理事 宛

石川県農業共済組合
事業推進部長

印

損害防止機器購入助成金交付申請報告書

下記の通り、損害防止機器購入助成金の申請があり、審査の結果、適正と認めましたので「損害防止機器購入助成金交付申請書の一覧表」(様式第4号)及び証拠書類を添付し、報告します。

購入機器名	支払対象 戸数	購入額 (円)	交付予定額 (円)
合計			

損害防止機器購入助成金交付申請書の一覧表

枚中 枚目

番号	組合員番号	申請者名	共済目的 (加入)	収入 保険	購入機 器名	機器購入額 (円)	交付予定額 (円)	フリガナ (口座名 義)	金融機関名	支店名	種別	口座番号
1			農・果・畑								普・当	
2			農・果・畑								普・当	
3			農・果・畑								普・当	
4			農・果・畑								普・当	
5			農・果・畑								普・当	
6			農・果・畑								普・当	
7			農・果・畑								普・当	

※ 組合員番号順に、購入機器 1 台ごと記入してください。

※ 農業共済資格団体構成員の場合は、申請者名に団体名を記入し、団体名簿を添付してください。

※ 収入保険への移行者は「収入保険」の欄に○印をつけ、以前加入していた共済目的に○印をしてください。

3. 家畜共済損害防止助成金交付要領

- 1 交付の目的
この要領は、家畜共済事業の健全な運営を図ることを目的とし、組合員が家畜共済事業の損害防止に要した経費の一部を助成する。
- 2 交付対象年度
この助成金の交付対象年度は、令和8年度とする。
- 3 交付対象者
この助成金の交付対象者は、家畜共済加入者とする。
- 4 交付対象経費
この助成金の交付対象経費は、次のとおりとする。
 - ・ 削蹄に要した費用
- 5 交付基準
この助成金にかかる交付総額は、予算の範囲内とし交付基準は、次のとおりとする。
 - ・ 削蹄に係る助成金は、死亡廃用共済・疾病傷害共済別に削蹄した頭数に200円を乗じて得た額の合計を交付する。ただし、期首引受の頭数を上限とする。

ただし、導入予定頭数及び子牛及び胎児は、頭数には含まない。また、加入者が損害防止のために令和8年3月から翌年2月末までに支払った額を限度とする。
- 6 交付申請書兼実績報告の提出
この助成金の交付対象者は、交付対象経費に係る領収書（写し）等又は購入を証明できるものを添付し「家畜共済損害防止助成金交付申請書兼実績報告書」（様式第5号）を組合長宛に提出するものとする。
- 7 交付金額の決定
この助成金の交付金額は、組合長が決定し、該当者に通知する。
- 8 交付時期
この助成金の交付時期は、令和9年3月に交付するものとする。
- 9 助成金の返還
組合長は、この要領に違反したと認めたときは助成金の返還を求め、又は減額して交付することができる。

附 則

10 疑 義

この要領に疑義が生じた場合及び必要な事項は、その都度組合長が定める。

11 実 施

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

(様式第5号)

年 月 日

石川県農業共済組合
組合長理事 宛

住所

氏名

印

家畜共済損害防止助成金交付申請書兼実績報告書

下記のとおり、家畜共済に係る損害防止を実施しましたので、証拠書類を添付し、
交付申請します。

記

・ 削蹄の実績

実施月日	乳牛の雌等 (頭数)	肉用牛等 (頭数)	金額(円)
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
合計			

4. 鳥獣害対策事業助成金交付要領

1 交付の目的

この要領は、鳥獣害等による被害を未然に防止し、地域の生産活動の安定に資することを目的に設置された協議会等に対し、その損害防止等に要する経費の一部を助成し、農業共済事業の健全な運営を図ることを目的として定める。

2 交付対象年度

この助成金の交付対象年度は、令和8年度とする。

3 交付対象者

この助成金の交付対象者は、水稻共済加入者を含む鳥獣害対策協議会等で、当組合が適当と認めたものとする。

4 交付要件

この助成金による交付対象は、次に掲げる事業に要する経費とする。

- ・鳥獣害対策協議会等が実施する損害防止活動に必要な経費
- ・その他組合長が必要と認めた経費

5 交付基準

この助成金の交付額は、1協議会等当たり20万円を限度とする。

6 交付申請書及び実績報告書の提出

この助成金を受けようとする鳥獣害対策協議会等は、事業計画書等の関係書類を添付し「鳥獣害対策事業助成金交付申請書」（様式第6号）を7月末までに提出するものとする。また、事業完了後に事業報告書等の関係書類を添付し、「鳥獣害対策事業助成金実績報告書」（様式第7号）を翌年2月末までに組合長宛に提出するものとする。

7 交付金額の決定及び交付時期

組合長は申請内容を審査し、適正と認めたときは交付の決定を行い、当該鳥獣害対策協議会等に年度内に交付するものとする。

8 助成金の返還

組合長は、この要領に違反したと認めたときは助成金の返還を求め、又は減額して交付することができる。

附 則

9 疑 義

この要領に疑義が生じた場合及び必要な事項は、その都度組合長が定める。

10 実 施

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

(様式第6号)

年 月 日

石川県農業共済組合
組合長理事 宛

住 所

団 体 名

代表者名

印

鳥獣害対策事業助成金交付申請書

令和8年度において、鳥獣害対策事業を実施したいので、助成金の交付を受けたく
関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円

交付金振込先口座

金融機関名	
支 店 名	
フリガナ (口座名義)	
口座番号	

(様式第7号)

年 月 日

石川県農業共済組合
組合長理事 宛

団体名

代表者名

印

鳥獣害対策事業助成金実績報告書

令和8年度において、鳥獣害対策事業を実施しましたので、関係書類を添付し報告します。

5. 農業共済事業加入推進費交付要領

1 交付の目的

この要領は、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済事業の加入を推進するため、生産組合等（JA生産部会を除く）が主催する会議に出席し、制度の普及及び共済事業の引受拡大を図ることを目的とする。

2 交付対象年度

この推進費の交付対象年度は、令和8年度とする。

3 交付対象者

この推進費の交付対象者は、生産組合等とする。

4 交付対象経費

この推進費の交付対象経費は、生産組合等が主催する会議に要した費用とする。

5 交付基準

この推進費の交付額は、一会場当たり 10,000 円を限度とする。

6 推進費の返還

組合長は、この要領に違反したと認めたときは推進費の返還を求め、又は減額して交付することができる。

附 則

7 疑 義

この要領に疑義が生じた場合及び必要な事項は、その都度組合長が定める。

8 実 施

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

6. 任意共済事業加入推進粗品交付要領

1 交付の目的

この要領は、任意共済事業の加入推進を円滑に実施し、事業計画に対する目標共済金額の必達を図ることを目的とする。

2 交付対象年度

この要領の交付対象年度は、令和8年度とする。

3 交付対象者

この要領の交付対象者は、次のとおりとする。

農機具損害共済において加入共済金額100万円以上の前年度加入者。

4 交付基準

3については、別表2に定める粗品を交付する。

5 交付時期

任意共済事業の戸別推進時又は共済証券郵送時に交付する。

附 則

6 疑 義

この要領に疑義が生じた場合及び必要な事項は、その都度組合長が定める。

7 実 施

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

[別表 2]

農機具共済事業の粗品交付基準

加入共済金額	100万円以上2,000万円未満	2,000万円以上
交付物品	500円相当の粗品	1,500円相当の粗品

7. 任意共済災害見舞品及び見舞物資支給交付要領

1 交付の目的

任意共済事業における災害時の事故等にする見舞措置により、災害後の円滑な普及推進を図ることを目的とする。

2 交付対象年度

この要領の交付対象年度は、令和8年度とする。

3 交付対象者

この要領の交付対象者は、次のとおりとする。

建物共済について、1棟当たりの共済金額が1,000万円以上の契約を締結した者とする。

4 災害見舞品または、見舞物資支給基準

(1) 災害見舞品

建物火災共済の共済目的が地震・噴火・津波を除く自然災害により損壊した場合、別表3の金額相当の見舞品を支給する。

(2) 見舞物資

住宅物件が地震・噴火・津波を除く共済事故により全損又は水濡れ等によって一時居住不能となった場合、毛布等(2万円相当)の見舞物資を支給する。

5 災害見舞品、見舞物資支給手続及び証拠書類の提出

(1) 災害見舞品は、別表3の支給基準に該当する場合、事業部長は「災害見舞品支給申請内訳書〔自然災害〕」(様式第8号)を組合長宛に提出するものとする。

(2) 見舞物資は、支給基準に該当する事故が発生した都度、加入者に支給する。

附 則

6 疑 義

この要領に疑義が生じた場合及び必要な事項は、その都度組合長が定める。

7 実 施

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日より実施する。
この要領は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

災害見舞品支給基準

[別表 3]

加入共済金額 損害程度	1,000 万円以上 2,000 万円未満	2,000 万円以上 3,000 万円未満	3,000 万円以上
3%以上	4,000 円	7,000 円	10,000 円

※ 損害割合は「建物共済自然災害損害評価要領」により判断する。

(様式第8号)

年 月 日

石川県農業共済組合
組合長理事 宛

石川県農業共済組合
事業推進部長

印

災害見舞品支給申請内訳書〔自然災害〕

部署名	災害発生 年月日	年 月 日	調査者 役 職 氏 名		印
	共 済 事故名				印

証券番号 建物番号	加入者 氏 名	責任開始 年 月	建物の 用 途	加 入 共済金額	調 査 月 日
		年 月		万円	月 日
		年 月		万円	月 日
		年 月		万円	月 日
		年 月		万円	月 日
		年 月		万円	月 日
		年 月		万円	月 日
		年 月		万円	月 日
		年 月		万円	月 日
		年 月		万円	月 日
				計	

※ 損壊箇所の写真を添付すること

8. 農機具損害共済加入協力費交付要領

- 1 交付の目的
この要領は、農機具損害共済の加入推進を円滑に実施し、農機具販売業者等とN O S A Iとの協力関係を確立することを目的とする。
 - 2 交付対象年度
この協力費の交付対象年度は、令和8年度とする。
 - 3 交付対象者
この協力費の交付対象者は、農機具販売業者等とする。
 - 4 交付対象
農機具販売業者等が、農機具損害共済の加入を推進し、新規加入となった場合。
 - 5 交付基準
前年度、新規に引受した農機具損害共済の加入金額1万円に対し、13円を乗じて得た金額。ただし、計算した結果が500円未満のときは500円とする。
 - 6 交付申請
当該農機具販売業者等は「農機具損害共済加入協力費交付申請書」（様式第9号）を組合長宛に提出するものとする。
 - 7 交付金額の決定
この協力費の交付金額は、組合長が決定し、該当農機具業者に通知する。
 - 8 交付時期
この協力費の交付時期は、6月とする。
 - 9 交付金の返還
組合長は、この要領に違反したと認めるときは交付金の返還を求め、または減額して交付することができる。
- 附 則
- 10 疑 義
この要領に疑義が生じた場合及び必要な事項は、その都度組合長が定める。

11 実 施

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日より実施する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

(様式第9号)

年 月 日

石川県農業共済組合
組合長理事

宛

販売業者名

印

農機具損害共済加入協力費交付申請書

標記について、加入協力費交付要領に基づき下記のとおり申請します。

記

農機具損害共済新規加入の実績

新規加入者		機種名	銘柄	型式	加入共済金額 (万円)
住所	氏名				

9. 収入保険加入協力費交付要領

- 1 交付の目的
この要領は、収入保険の加入推進を円滑に実施し、関係団体とNOSA Iとの協力関係を確立することを目的とする。
- 2 交付対象年度
この協力費の交付対象年度は、令和8年度とする。
- 3 交付対象者
この協力費の交付対象者は、別途、農業保険の加入推進に関する協定書（以下「協定書」という）を締結した団体、法人等とする。
- 4 交付対象
交付対象者が、協定書に基づき収入保険への加入奨励等に取り組み、紹介のあった経営体が新規加入した場合。
- 5 交付基準
前年度に新規に加入した収入保険の経営体の数に対し5,000円を乗じて得た金額。
- 6 交付申請
当該対象者は「収入保険加入協力費交付申請書」（様式第10号）を組合長宛に提出するものとする。
- 7 交付金額の決定
この協力費の交付金額は、組合長が決定し、該当者に通知する。
- 8 交付時期
この協力費の交付時期は、6月とする。
- 9 交付金の返還
組合長は、この要領に違反したと認めるときは交付金の返還を求め、または減額して交付することができる。

附 則

10 疑 義

この要領に疑義が生じた場合及び必要な事項は、その都度組合長が定める。

11 実 施

この要領は、令和元年8月28日より実施する。

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

10. 農業保険事業表彰要領

1 目的

この要領は、農業保険事業の普及又は加入に貢献したものに対して、審査・選定して表彰することを目的とする。

2 交付対象年度

この要領の交付対象年度は、令和8年度とする。

3 審査

表彰者の選考は、表彰審査委員会がこれにあたる。この審査委員会は、本所管理職のうちで構成する。

4 種類

(1) 全国農業共済協会長表彰

(2) 石川県農業共済組合長表彰

5 表彰対象者及び選出基準

(1) 全国農業共済協会長表彰（4点以内）

全国農業共済協会の定める任意共済事業表彰要領に基づき、前年度任意共済事業成績が優秀であって、任意共済事業推進に貢献した者を表彰する。

(2) 石川県農業共済組合長表彰（16点以内）

組合長は「表彰者推薦書」（様式第11号）にて事業部から申請のあった者であって、前年度農業保険の普及又は加入に貢献した者を表彰する。なお、表彰対象者に対し感謝状・表彰状及び副賞（1万円相当・役職員を除く）を贈る。

(3) その他

上記規定以外に、特に組合長が功績を認めた者に賞金または賞品を与えることができるものとする。

附 則

6 疑義

この要領に疑義が生じた場合及び必要な事項は、その都度組合長が定める。

7 実 施

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

(様式第 11 号)

年 月 日

石川県農業共済組合
組合長理事

宛

石川県農業共済組合
事業推進部長

⑩

表彰者推薦書

令和 8 年度において、下記の者が特に普及又は加入に顕著な功績があり、表彰適格者と認められるので推薦します。

記

事業の 種 類	(フ リ ガ ナ) 氏 名	集落名等及び 職 名	表彰事由の概要